

## 監 事 監 査 報 告 書

平成29年5月25日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

(意 見)

1. 理事会の開催状況及び審議の状況は適正である。
2. 「定款準則」に従った役員の選任がされており、適正である。
3. 基本財産の全てに法人の所有権があることを確認しました。
4. 理事会及び所轄庁の承認のない抵当権の設定のないことを確認しました。
5. 適法による抵当権の設定がされており、借入金が決算書に計上されていることを確認しました。
6. 予算の編成・変更・執行の手続きの適正性について確認しました。
7. 現金残高金種別表、預金銀行残高証明書により、その残高の全てが法人の決算書に計上されていることを確認しました。
8. 支払いについての一連の証拠書類が揃っていることを確認しました。
9. 指定介護老人福祉施設及び指定居宅サービスの人員、設備、運営に関する基準を満たす事業の結果であることを確認しました。
10. 各委託契約通りの運営であったことを確認しました。

以上、平成28年度の社会福祉法人正恵会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適正と認めることを報告します。

監事 高橋章男   
監事 藤田貞夫